

令和6年度福岡地方最低賃金審議会議事録
福岡県特定最低賃金専門部会合同会議（9月13日開催）

- 1 日時 : 令和6年9月13日（金）13:00～14:20
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室BC
- 3 出席者 : 【福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金専門部会】
[公益代表委員] 大坪 稔 平井 佐和子 森 昭彦
[労働者代表委員] 沖中 聡志 小田 卓 中村 貴征
[使用者代表委員] 緒方 正剛 高松 雄太 山口 洋志
- 【福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会】
[公益代表委員] 大坪 知弘 仁部 和樹 平井 佐和子
[労働者代表委員] 駒澤 力 本田 英治
[使用者代表委員] 伊藤 優子 川村 耕一 庄崎 秀昭
- 【福岡労働局】 田村 労働基準部長
 渡辺 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 各専門部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議日程について
- (3) その他

5 審議内容

室長補佐 定刻になりましたので、ただ今から令和6年度福岡地方最低賃金審議会福岡県特定最低賃金専門部会合同会議を開催いたします。

鉄鋼業専門部会、輸送用専門部会及び自動車小売専門部会の3業種につきましては、委員の御出席状況の関係から別日程で第1回専門部会を開催いたします。

なお、本会議は公開としております。

本会議は、座長選出まで、事務局により議事の進行を務めますのでよろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様の辞令につきまして、あらかじめ皆様の席に配付しており、これをもって辞令の交付に代えさせていただきます。

ここで配付資料の確認をいたします。お手元の資料を御覧ください。

- 資料No.1 福岡地方最低賃金審議会 第53期委員名簿
- 資料No.2 令和6年度福岡地方最低賃金審議会
福岡県特定最低賃金専門部会委員名簿
- 資料No.3-1 福岡地方最低賃金審議会
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.3-2 福岡地方最低賃金審議会
福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会運営規程（案）
- 資料No.4 令和6年度 特定最低賃金改正決定申出状況
- 資料No.5 令和5年度 最低賃金改正審議状況
- 資料No.6 福岡県特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- 資料No.7 福岡県の最低賃金改正の推移
- 資料No.8 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額
- 資料No.9 最低賃金時間額の全国加重平均額（令和6年3月末日現在）
- 資料No.10 令和6年度 地域別最低賃金答申状況
- 資料No.11 特定最低賃金額と一般賃金水準との比較（福岡県）
- 資料No.12 2024 春季生活闘争 第7回（最終）回答集計結果（連合福岡）
- 資料No.13 2024 年春季労使交渉・賃金改定回答〔妥結合〕一覧
(2024. 7. 25 集計) (福岡県経営者協会)
- 資料No.14 2024 年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果（加重平均）
(日本経済団体連合会)
- 資料No.15 使用者側意見表明資料（6. 8. 5）（福岡県商工会議所連合会）
- 資料No.16 福岡県鉱工業指数月報（令和6年6月）（福岡県）
- 資料No.17 福岡市・北九州市の消費者物価指数（福岡県）
- 資料No.18 雇用失業情勢主要指標（福岡県）
- 資料No.19 県内経済の動向（令和6年8月）（福岡県）

について説明。

専門監督官

資料No.20 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）
資料No.21 令和6年最低賃金に関する基礎調査結果（百貨店，総合スーパー）
について説明。

室長補佐

次に、定足数の確認でございます。

本日は、百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会は、労働者代表の井福委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項で準用する第5条第2項に基づく、開催に必要な定足数を満たしており、各専門部会の本会議は成立していることを御報告します。

なお、各部会については、略称を用います。

では、会議の始めですので、労働基準部長から御挨拶いたします。

労働基準部長

（挨拶）

室長補佐

次に、議事（1）の「各専門部会長及び部会長代理の選出について」です。

部会長、部会長代理の選出については、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条第2項及び第4項におきまして、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっております。事前に公益代表委員で互選していただき、電機専門部会については、

部会長 平井 委員

部会長代理 大坪 稔 委員

百貨店専門部会については、

部会長 大坪 知弘 委員

部会長代理 平井 委員

の名前があがっております。

電機専門部会委員の皆様、いかがですか。

電機専門部会各委員

（異議なし）

室長補佐

百貨店専門部会委員の皆様、いかがですか。

百貨店専門部会各委員

（異議なし）

室長補佐

それでは、各部会長、部会長代理の皆様、よろしくお願いたします。

次に、資料No.2 特定最低賃金専門部会委員名簿を御覧願います。各業種の部会長、部会長代理を読み上げますので、お名前の左側に部会長の方には二重丸、部会長代理の方には丸を御記入願います。電機専門部会は、平井委員のお名前の左側に二重丸、大坪稔委員のお名前の左側に丸を、また、百貨店専門部会は、大坪知弘委員のお名前の左側に二重丸、平井委員のお名前の左側に丸をお願い

します。

次に、本日の合同会議の進行役の座長の選出です。

事前に公益代表委員で互選していただき、平井委員の名前があがっております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室長補佐

ありがとうございます。それでは、平井委員に座長をお願いしたいと思います。以降の議事進行を、平井座長、よろしくお願いいたします。

座 長

平井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従って進めてまいります。

議事(2)「審議日程について」です。事務局から説明してください。

室長補佐

それでは、御説明します。

資料No.4の令和6年度特定最低賃金改正決定申出状況を御覧ください。

改正決定申出は、5業種ともに本年6月から7月の間に提出されました。各業種とも、協約適用労働者数は、申出の要件である全適用労働者数の3分の1以上を占めており、また、改正決定申出状況の右から4番目に「協定最低賃金額」が記載されています。

特定最低賃金は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、労働協約のうち最も低い額が協定最低賃金額です。協定最低賃金額を超えて特定最低賃金額を決定することは、労働協約を無効とすることになり、労働協約締結の労使双方の意向に反するものとなるため、協定最低賃金額が、改正引上げ額の上限となることに御留意願います。

また、8月21日に開催された第5回本審にて改正決定の必要性有りを公労使、全会一致で認めた以上、原則として1円以上の改正を行うこと及び最低賃金法第16条には、労働局長は「地域別最低賃金額を上回る金額で特定最低賃金額を決定」しなければならないことにも御留意願います。

以上をまとめますと、特定最低賃金額の改正金額は、1時間992円及び現在の特定最低賃金額を超えて、かつ協定最低賃金額を超えない金額の答申が必要となることに御留意願います。

次に、資料No.5の令和5年度最低賃金改正審議状況を御覧ください。

特定最低賃金5業種の金額審議につきましては、10月9日までに専門部会で全会一致による結審となり、統一発効日である12月10日に効力が発生しております。本年度も12月10日を統一発効日とすることを確認いただいていることから12月10日に改正額の発効を間に合わせるためには、遅くとも10月9日水曜日までに結審及び答申をしていただく必要があります。

なお、特定最低賃金専門部会にて全会一致で決定した場合は、専門部会の決議

をもって本審の決議とすることが、第5回本審において、委員の皆様の承認を得ております。ちなみに、ここ数年において、全会一致でなかったことはございません。

座長 　　ただ今の説明につきまして、委員の皆様から何かございますか。

各委員 　　(特になし)

座長 　　それでは、今年度も各部会ともに、12月10日の年内統一発効を目指すということでもよろしいでしょうか。

各委員 　　(異議なし)

座長 　　では、各部会におかれては、遅くとも10月9日水曜日までに結審し、答申していただきますよう、日程調整並びに審議をよろしくお願いいたします。
　　続きまして、専門部会の公開・非公開についてお諮りする必要がありますので、事務局は説明をしてください。

室長補佐 　　資料No.3-1及び3-2のそれぞれの専門部会運営規程を御覧ください。

　　第6条第1項に、本専門部会は「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。」と規定されています。

　　本年度の各専門部会において取扱いを決めていただく必要があります。

　　なお、昨年度までは専門部会については、この「ただし書き」に該当するというので、各専門部会とも非公開としていました。

座長 　　私から補足します。

　　本年度の福岡県最低賃金の本審では、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で協議する場合は公開することとし、公益委員と労働者委員、あるいは公益委員と使用者委員といった二者間の協議については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、非公開とすることを第1回福岡地方最低賃金審議会を確認したところです。最低賃金専門部会においても本審と同様に三者協議公開、二者協議非公開としております。

　　昨年の特定最低賃金各専門部会は非公開としましたが、今年度において改めてその取扱いについて決めていただく必要があり、この後の専門部会に分かれて日程調整する場において審議していただきます。よろしく申し上げます。

　　何か御意見はございますか。

各 委 員 (特になし)

座 長 次に、事務局は各専門部会の審議日程について説明をしてください。

室長補佐 それでは、御説明いたします。

このあと、部会ごとに分かれていただき、専門部会開催の日程調整及び専門部会の公開・非公開について決めていただきます。日程調整等は、4階の労働大会議室で行います。事務局担当者が御案内いたします。御移動の際は、各自にて机上のネームプレートをお持ちください。

それでは、御案内します。

(各委員移動)

(日程調整)

(議事再開)

座 長 それでは、審議を再開いたします。

事務局から日程の取りまとめが終わったとの報告がありました。事務局は現時点での日程表(案)を配付してください。

事 務 局 (日程表(案)配付)

座 長 事務局は日程表(案)を読み上げてください。

室長補佐 (日程表(案)読上げ)

座 長 ただ今の日程表(案)につきまして、何かございますか。

各 委 員 (特になし)

座 長 それでは、この日程表のとおり確定とします。

なお、予備日として第4回専門部会を設けておりますが、各部会とも、第3回専門部会で全会一致での結審をしていただくよう最大限の御尽力をお願いいたします。

そのために、第2回専門部会では、審議の冒頭で労使双方から具体的な金額を含めた基本的な考え方や主張の御説明が必要となりますので、準備をお願いしたいと思います。

労使のイニシアティブという観点から、専門部会の場以外でも、適宜労使間の自主的な協議、調整を行っていただき、少しでも円滑な審議と労使が納得す

る金額となるようお願いいたします。

次に、各専門部会の公開・非公開の取扱いについて確認をいたします。

電機専門部会については、私が部会長ですので、私から御報告いたします。

電機専門部会は、本審と同じく公益委員と労働者委員、使用者委員の三者協議の場はすべて公開とし、公益委員と労働者委員又は公益委員と使用者委員の二者協議は非公開とすることになりました。

次に、百貨店専門部会について、大坪部会長お願いいたします。

大坪知弘委員 百貨店専門部会も、公益委員と労働者委員、使用者委員の三者協議の場は公開とし、公益委員と労働者委員又は公益委員と使用者委員の二者協議は非公開とすることになりましたので御報告いたします。

座 長 ありがとうございます。

本日の合同会議に参加した電機専門部会と百貨店専門部会については、三者で協議する場は公開することとし、二者で行う協議については非公開とすることとします。

それでは次に、議事（３）「その他」について、専門部会の運営規程について事務局からお諮りしたい事項があるようですので、事務局は説明をお願いします。

室長補佐 専門部会の議事録の署名について、皆様にお諮りしたい事項がございます。資料の 7 ページ、9 ページの資料No.3-1 及び 3-2 の各専門部会の運営規程を御覧ください。

各運営規程の第 7 条第 1 項の署名についての改定です。

現行として、特定最低賃金専門部会においては、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員 2 人が署名を行っているところですが、今年 3 月に開催した第 7 回本審でもお諮りしたとおり、委員の皆様の御負担の軽減並びに迅速化を図るため、メールによる議事録の内容確認に変えることでお願いしたいと考えております。

変更箇所は、赤文字で 2 か所示しております。「議事録には」から「に」の削除並びに「署名」を「確認」に改定するものです。

また、御承認いただいた場合において、施行日を本日とする旨附則を改定するというものです。

以上です。

座 長 ただ今の説明について、御質問等はございますか。

中村委員 はい。

座 長 中村委員、お願いします。

中村委員 電機専門部会労働者委員の中村です。
手続きの点で確認したいのですが、署名がなくなって確認の行為ですが、メールにての確認と先ほど説明がありましたが、それはメールが議事録の確認担当委員にメールが来まして、メールに添付された議事録の内容を確認し、それをメールで了解しました並びに確認しましたと、その返信をもって確認をしたという行為になるのでしょうか。

座長 はい、そのとおりでございます。
事務局で議事録を作成しまして、後日、事務局より議事録の確認担当委員の方へ議事録を添付したものをメールいたします。添付された議事録の内容を御確認いただき、御確認いただいたことをメールにて返信していただくということです。

中村委員 はい、ありがとうございました。承知しました。

座長 ほかはよろしいでしょうか。
それでは、事務局から説明があった内容に改定することとします。
ただ今、電機専門部会運営規程及び百貨店専門部会運営規程の改定をいたしましたので、本日の専門部会の議事録から、署名に変えて確認とすることとします。
本日の議事録の確認は、
労働者代表委員 沖中委員
使用者代表委員 山口委員
をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

沖中委員
山口委員 (承諾)

座長 ありがとうございます。
よろしく申し上げます。
事務局は、ほかに何かありますか。

室長補佐 3点の連絡事項がございます。
1点目です。次回以降の専門部会の正式な開催通知については、後日、郵送いたします。なお、専門部会の委員の出欠につきましては、前もって御提出いただいた日程調整表において把握しておりますが、御予定の変更があるかと思っておりますので、御欠席の場合は、事務局担当者にメール等により御連絡いただきますようお願いいたします。
2点目です。先ほど議事録の確認につきましては沖中委員、山口委員にお願いしております。審議の都度、後日事務局にて議事録を作成して、メールにて

送信いたしますので御確認いただきますようお願いいたします。次回以降の専門部会につきましても同様とさせていただきます。

3点目です。本日配付しました資料につきましては、次回以降の専門部会でも使用いたしますので御持参をお願いいたします。

以上です。

座長 資料は、机の上に置いたままでもよろしいでしょうか。

室長補佐 はい。その場合は、本日配付した資料は、次回の専門部会の時に机の上へ置いておきます。

座長 分かりました。
それでは、本日の合同会議は終了といたします。
大変お疲れさまでした。